

平成23年2月1日
日本環境安全事業(株)

平成23年3月政府保証付長期借入金の入札実施要項

借入額	総額260億円 貸付A:130億円 貸付B:130億円
借入日	貸付A:平成23年3月30日 貸付B:平成23年3月30日
償還日	貸付A:平成25年3月29日 貸付B:平成27年3月31日
元金の償還方法	期限に一括償還する。
利払期日	初回を平成23年9月末日として、以降毎年3月及び9月の各末日及び最終弁済期限に、借入日の翌日(同日を含む)から、又は前の利払期日の翌日(同日を含む)からその利払期日(同日を含む)までの分を後払いする。ただし、金融機関の休業日に当たる場合は、その前営業日を支払期日とする。
入札参加届	①入札参加を希望される場合は、入札参加届(別紙1)を郵送又は持参により平成23年2月8日必着で提出してください。 ②入札参加届を提出された金融機関に対しては、事務委託先であるみずほコーポレート銀行より23年2月2日以降順次、入札案内資料をご案内します。
入札日	平成23年2月24日 10時から14時
入札参加資格	次のいずれかに該当する金融機関であること。 ①財務省が公表している直近の「国債に係る入札参加者一覧」に記載されている金融機関であること。 ②郵政民営化法(平成17年10月21日法律第97号)並びに関連法令により設立された金融機関であること。
入札金利	借入金利の「基準金利± α %」のうち「± α 」を入札します。 <基準金利> 貸付A:借入日の2営業日前の午前10時または午前10時に可及的に近い午前10時以降の時点におけるTelerate17143 ^{ページ} またはその承継ページにおける2年ものの利率(小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの値とする。) 貸付B:借入日の2営業日前の午前10時または午前10時に可及的に近い午前10時以降の時点におけるTelerate17143 ^{ページ} またはその承継ページにおける4年ものの利率(小数点以下第四位を四捨五入し、小数点以下第三位までの値とする。)
入札方法	コンベンショナル方式 入札者の中で、適用利率が最低の率で応札したもののから順に、必要額に達するまで募入を行います。
応募額及び口数	貸付A、貸付B毎に1億円以上、1億円単位(貸付A・貸付B毎に5口合計で借入額を上限とする。)
入札結果の公表	平成23年3月1日に、ホームページにて掲載します。

連絡・問合せ先
日本環境安全事業(株)
管理部 経理課 高橋
〒105-0014 東京都港区芝一丁目7番17号住友不動産芝ビル3号館4F
<http://www.jesconet.co.jp/company/access.html>
Tel 03-5765-1914
FAX 03-5765-1938
E-mail: ttakahashi@jesconet.co.jp

平成 23 年 月 日

日本環境安全事業株式会社
管理部 経理課 宛

(金融機関等名)
(部署名)
(回答責任者)

印

入札参加届

担当部署名	
担当者名	
所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
Eメールアドレス	

※ 以下、本申込書提出以降にご提供する情報の取扱いについての記載でありますので、予めご了承願います。

当社は、日本環境安全株式会社向けシンジケートローン(以下「本契約」という)への参加検討(以下「本目的」という)にあたり、知り得た情報の取扱いに関し、本入札参加申込書(以下「申込書」という)記載の以下の事項を遵守することを約します。

1. 当社は、日本環境安全株式会社または株式会社みずほコーポレート銀行より、今後本目的のために開示または提供される資料、図面、データその他の情報及び本目的に関連して知り得た営業上、技術上等の一切の情報(以下「秘密情報」という)について、その機密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、本申込書に定める秘密保持義務を負うものと致します。
2. 当社は、秘密情報を本目的以外の目的に使用致しません。
3. 当社は、日本環境安全株式会社及び株式会社みずほコーポレート銀行の事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示、漏洩しないものと致します。但し、次に挙げる情報については、本確認書に定める秘密保持義務を負わないものと致します。
 - 1) 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に公知の情報
 - 2) 開示、提供を受けまたは知り得た時点で、既に当社が所有していた情報
 - 3) 開示、提供を受けまたは知り得た後に、当社の責によらずに公知となった情報
 - 4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - 5) 法令上、行政上及び裁判上の手続きに関連して、又は監督省庁の要求により当社が開示を請求された情報
4. 当社は、第2項の規定に拘わらず本目的のために必要な当社の役員及び従業員(以下「役職員」という)及び本目的に関して当社の委任を受けた弁護士、公認会計士、税理士、若しくはこれに準ずる専門家(以下「専門家」という)であって、本目的のために秘密情報を知る必要がある者に対しては、秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合であっても、かかる役職員及び専門家に対して本申込書と同等の秘密保持義務を課すものと致します。
5. 本申込書は、当社が本契約が成約されると否とを問わず、また、当社が本契約に最終的に参加すると否とを問わず、本契約の締結日または本契約が締結されないことが確認された日以降も、その効力が存続するものと致します。

以上